

【研究ノート】

匿名で取引するシステムを提供する者の責任 —— 履行請求権の視点から ——

前田 泰

民法研究室

Responsibility of the provider for an anonymous trading system

Yasushi MAEDA

Civil Law

Abstract

In the event of a dispute regarding a contract concluded by an anonymous trading system, the disadvantaged or damaged party loses the opportunity to receive legal remedies, due to anonymity. At present, this disadvantage or damage is neglected. This paper points out that is the problem.

This paper insisted that the responsibility of the provider for disclosure of the party should be recognized, and that the anonymous system provider who refuses to disclose the party information due to the anonymous contract, should be liable for performance on behalf of the anonymous party. The insistence of this paper is based on the presumption of the party's intention that "the party cannot wish to conclude a contract without the claim for the performance".

This paper further states that consent to an anonymous system contract does not constitute a manifestation of intention to renounce the possibility of a private law solution, and that it is not allowed to exclude the party from the legal order including mandatory provisions, on the grounds of an anonymous system contract agreement.

キーワード: ネットオークション、ネットショッピング、プラットフォーム、契約責任、不法行為、履行請求権、多角的法律関係、発信者情報開示請求、個人情報保護、情報社会と私法

1 はじめに

本稿は、匿名で取引するシステムで成立した契約に関する紛争を解決する方向性を探ることを目的とする。匿名でのネット上のトラブルとしては、匿名サイトにおける（名誉・プライバシー侵害等の）不

法行為の問題があり¹、プロバイダ責任制限法が2002（平成14）年に施行されて以降、発信者情報開示請求（4条）が匿名性を破る手段として一応機能してきている²（ただし、被害者救済のためには多くの問題があることにつき後記6(3)参照）。しかし、ネットショッピングやネットオークション等の取引上の紛争に対しては、同法4条の適用がなく（「情報の流通」による権利侵害に限定されることについて、後記6(1)Ⅱ参照）、これによっては匿名性を破ることができない。

取引上のトラブルを解決する方法は、私法の各領域に用意されており、民法上では、主に契約や法律行為の諸規定等により解決し、あるいは不法行為法での救済が問題になる。しかし、匿名性が破られない限り、これらの私法上の解決手段を用いることはできず、トラブルにより取引当事者に生じた不利益・損害が放置されたままになる。匿名で取引するシステムの利用者間に紛争が生じた場合にも、取引当事者の不利益を放置するのではない、法的な解決手段を検討する必要がある。

以下において本稿では、まず、この問題が論じられる契機となった、いわゆるヤフオク集団訴訟判決をやや詳細に紹介する。次いでこの問題に関する先行研究（その他の判決、学説等）を整理し、運営サイトによる解決の現状を踏まえたうえで、法的解決の方向性を探りたい。結論としては、契約における履行請求権の視点から解決の方向性を探り、匿名システムの提供者には当事者情報の開示義務があり、開示を拒否するシステム提供者には匿名の当事者に代わる履行責任が生じることを主張する。以下では、匿名取引に関する一般的な紛争の場面として、ネットオークションにおける出品者側の債務不履行や契約不適合が問題になるケースを想定する。

2 ヤフオク集団訴訟判決³

(1) 事案

X等（計780名）は、2000（平成12）年4月2日から2005（平成17）年11月8日の間に、Yが運営するYahoo!オークション（本件サービス）を利用し商品を落札して代金を支払ったにもかかわらず、商品の提供を受けられなかったため、Yに対して損害賠償等を訴求した。

X等は、Yが仲立人の責任を負うにもかかわらず、その義務に違反していると主張した。すなわち、(1)本件サービスにおいてYは、①落札メールを出品者と落札者に送信していること、②自動入札システム（最高額を入力すると予算内でできるだけ安く落札するように自動的に入札し続けるシステム）を提供して、入札者に代わって入札を行っていること、③落札時に出品者がYに落札システム利用料を支払うこと、④代金額の提示が本件システムを通じてのみ可能であること、以上のように、Yが契約締結の機会を促進していることを理由に、XY間の本件利用契約は「一方的仲立契約」に該当し、Yは請負人類似の義務を負うと主張した。その上で、(2)具体的なYの義務違反、すなわち、①詐欺被害防止に向けた

¹ 最判平成24(2012)年3月23日判時2147号61頁までの判例に関する、筆者による整理として、拙稿「ネット上の名誉侵害による不法行為」群馬大学社会情報学部研究論集21巻113頁（2014年）参照。

² 最判平成22(2010)年4月8日判タ1323号118頁および最判平成22(2010)年4月13日裁判所webまでの判例に関する、筆者による整理として、拙稿「プロバイダの発信者情報開示義務（上）・（下）」群馬大学社会情報学部研究論集18巻227頁・243頁（2011年）参照。

³ 名古屋高判平成20(2008)年11月11日裁判所Web 原審：名古屋地判平成20(2008)年3月28日判時2029号89頁

注意喚起義務、②信頼性評価システム導入義務、③出品者情報の提供・開示義務、④エスクローサービスの利用を義務づける義務、および、⑤補償制度を充実させる義務、以上の義務の違反があったと主張して、Yの契約責任または不法行為責任を訴求した。

これに対してYは、本件利用契約の一部としてX等も同意している本件ガイドラインにより、Yが免責される旨等を抗弁した。そのガイドラインには、本件サービスの概要や利用上の注意のほか、以下のことが規定されていた。

①本件サービスは、利用者に、交流の場と品物の売買の機会を提供するものであること。②実際に売買を行うかどうかは、利用者の責任で行うこと。③Yは、利用者から提供される個々の商品や情報を選別、調査、管理しないこと。④Yは、本件サービスの利用に際して、Yの定める本人確認基準を満たすこと以外は、利用者の選別、調査、管理をしていないこと。⑤Yは、本件サービスの利用をきっかけにして成立した売買の取消、解除・解約や返金、保証等の取引の遂行には一切関与しないこと。⑥利用者は、契約の成立、販売及び商品の送付、代金の支払い・回収に関し、全てに責任を負い、成約、商品の送付、受領の手配等の協議は利用者間で行い、利用者自身が責任を持って履行すること。⑦利用者間でトラブルが生じても、Yが解決に当たることはないこと。以上のことが規定されていた。

(2) 原審 請求棄却 理由は以下の通り。

I 契約の性質とYの義務 本件ガイドラインはXY間に成立した本件利用契約の一部である。本件利用契約の内容は、Yが利用者間の取引に積極的に介入して取引成立に尽力するものではないから仲立契約の性質を有しているとは言えず、委任や請負のような契約とも言えない。ただし、単に利用者間に場や機会を提供するに過ぎないというガイドラインの規定を根拠にYに何らの責任も生じないとは解することもできない。「本件利用契約は本件サービスのシステム利用を当然の前提としていることから、本件利用契約における信義則上、YはX等を含む利用者に対して、欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき義務を負っている」

II Yの具体的義務の内容 「欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供する義務の具体的内容は、そのサービス提供当時におけるインターネットオークションを巡る社会情勢、関連法規、システムの技術水準、システムの構築及び維持管理に要する費用、システム導入による効果、システム利用者の利便性等を総合考慮して判断されるべきである」。具体的には、以下の通りである。

①注意喚起について。「本件サービスを用いた詐欺等犯罪的行為が発生していた状況の下では、利用者が詐欺等の被害に遭わないように、犯罪的行為の内容・手口や件数等を踏まえ、利用者に対して、時宜に即して、相応の注意喚起の措置をとるべき義務があった」。

②信頼性評価システムについて。「現在まで日本にオークション利用者の信頼性を評価する第三者機関は存在していない」から、Yにこれを導入する義務はない。

③出品者情報の提供・開示について。本件サービスを利用して詐欺を行おうとする者は、Yとの本件利用契約においても、虚偽の情報を申告したりするなどして、当初から追及されにくいよう行動するものと考えられるのであって、出品者情報を開示したからといって、その一般予防的効果を期待

することはできない。また、被告が詐欺被害にあったと主張する落札者の求めに応じて出品者情報の開示をすることは、関係法令の規定上、被告に相当の困難を強いることになる（個人情報保護法23条等参照）。」したがって、Yにこの義務はない。

④エスクローサービスについて。「利用者の代金その他手数料に関する心理を考慮することなく、エスクローサービスを利用者間の全ての取引に義務付けることは、被告の営利事業としての本件サービスの運営に困難を強いることになる」から、Yにこの義務はない。

⑤補償制度について。「補償制度は事後的に被害を補償するものであって、これを充実させることが、詐欺被害の事前防止に結びつくといった関係にあるとは認めがたい」からYにはこの義務はない。

Ⅲ Yの義務違反の有無 「Yには、時宜に即して、相応の注意喚起措置をとるべき義務」（上記Ⅱ①）があったが、しかし「Yは、利用者間のトラブル事例等を紹介するページを設けるなど、詐欺被害防止に向けた注意喚起を実施・拡充してきており、時宜に即して、相応の注意喚起措置をとっていたものと認めるのが相当である」。Yに義務違反はない。

（3）控訴審 控訴棄却

Ⅰ 控訴理由 X等は主に次のことを主張して控訴した。すなわち、システム利用者間の売買契約は、システム運営者と利用者との間のシステム利用契約という基本契約の附合契約であるか、あるいは、システム利用契約と売買契約が、サイト運営者、出品者、落札者という三当事者の契約の形をとる複合契約である。利用者間の売買は、出品から落札までの一連の過程がすべて、オークションサイトでサイト運営者の用意したシステムの指示に従って、行われる仕組みになっているから、サイト運営者は出品者と落札者の間の売買契約の媒介を行っていることになり、よって、サイト運営者は、民事仲立人である。Yは仲立人としての義務に違反している。以上を理由に控訴した。

Ⅱ 判旨 本件オークションでの売買契約の成立過程を次のように認定して、仲立人としての地位を否定した。

(i)落札者の決定とその後の手続 原則として、入札期間終了時において最高価格であった入札者が落札者になる。落札者が決定した場合、Yは落札者に自動的に電子メールで通知をする。その通知の内容には、落札商品および落札価格は記載されているが、出品者を特定する情報は記載されていない。落札者は出品者からの連絡を待つて交渉をすることになるが、この交渉は、両者が直接電子メール等を使用して行い、Yはこの交渉に何ら関与することはない。この交渉の結果、出品者と落札者が合意に達すれば、商品の受渡し及び代金の支払がされることになる。しかし、合意に達しなければ、出品者は、落札者の意思に関わりなく出品を取り消すことができるし、他方、落札者も、落札後落札を辞退することが可能である。

(ii)契約成立時期 落札されても、出品者も落札者もその後の交渉から離脱することが制度上認められており、必ず落札商品の引渡し及び代金の支払をしなくてはならない立場に立つわけではない。そうすると、落札により、出品者と落札者との間で売買契約が成立したと認めることはできず、上記交渉の結果合意が成立して初めて売買契約が成立したものと認めるのが相当である。

(iii) サイト運営者の地位 仲立人は、他人間の法律行為の媒介をすること、すなわち他人間の法律行為に尽力する者をいう。Yは落札後の出品者、落札者間の上記交渉の過程には一切関与しておらず、何ら、出品者と落札者との間の売買契約の締結に尽力していない。確かに、Yは、本件システムを運営しているが、出品者は自らの意思で本件システムのインターネットオークションに出品し、入札者も自らの意思で入札するのであり、Yがその過程で両者に働きかけることはない。したがって、Yが仲立人であるとは認められない。

(4) コメント

X等はさらに上告受理申立をしたが、平成21年10月27日に最高裁第三小法廷は上告棄却および上告不受理を決定した。X等が主張した、エスクロー制度は後に一般化し、補償制度も充実されることになった(後記5参照)。本件訴訟では敗訴したが、X等の主張はこの問題を解決する現実的方法を的確に捉えていたといえることができる。Yと利用者との間の契約についても、一方的仲立契約という性質決定の可否はともかくとしても、エスクロー制度の一般化と補償の充実化という後の実態の変化は、匿名システム提供者の責任が本件訴訟後に事実上加重されたことを示している。

これに対して、X等の主張を斥けた本判決は、事件当時の状況からはやむを得ない帰結であるともいえるが(当時は一般に当然の帰結と解せられていた⁴)、本件は、司法判断が必ずしも社会の進むべき方向性を示すことができない点で限界を持つことを示した一例といえそうである。

3 ネットオークションに関するその他の判決等

(1) サイト運営者に対する請求

【1-1】神戸地姫路支判平成17(2005)年8月9日判時1929号81頁

(事案) Xは、Yが運営するYahoo!オークション(本件オークション)を利用して、Aが出品したデジタルカメラ(本件商品)を落札し、落札金額と送料をAの口座に振り込んだが、その後Aと連絡が取れず、本件商品を受領していない。Xは、Yが出品者の信用調査を怠り、又は不適切な出品を防止すべき義務に反したと主張して不法行為に基づく損害賠償を求め、またYが定める損害補償規定に基づく補償を求めた。

Yの補償規定では、代金を出品者に対して支払ったが商品を受け取ることができなかった落札者又は商品を落札者に対して送付したが代金を受け取ることができなかった出品者に対し、Yが1年に1回限り、50万円を上限として補償金を支払うことを利用者に約している。

(判旨) 請求棄却 本件ガイドラインには、Yが、個々の商品や情報を選別・調査・管理せず、どのような利用者が参加しているかも選別・調査・管理しないことや、Yが、利用者間に成立した売買について、解除・解約等は一切関与せず、利用者が全て責任を負い、Yは入札者又は出品者としての責任、権利及び権限を一切有さないこと、Yの重過失又は故意に起因する場合を除き、出品、入札、完了した若しくは完了していない取引又は出品された若しくは実際に売

⁴ 例えば、久保田隆「本件判批」判評607号10頁(判時2045号156頁)は、エスクローや補償制度の充実について「裁判所の判断が妥当であり、原告の主張はやや無理筋である」と評価した。花田容祐「本件判批」NBL931号57頁も判旨を支持する。池田秀敏「本件判批」信州大学法学論集13号221頁は、安全性か利便性と経済性が等を利用者がコストの点から選択できる方式が望ましいと主張した。

られた商品に関するいかなるクレーム・請求・損害賠償等から免責される旨が定められている。本件ガイドラインは、本件利用規約の一部を構成することにより、本件利用規約に同意して本件オークションに参加する者を法的に拘束するものと認められるから、Yは、Xに対し、本件取引について、Aの信用度を調査したり、AのIDを削除するなどの義務を負うものとは認められないし、本件取引によるXの損害が、Yの故意又は重過失によるものとも認められない。

Xは、本件利用規約のうち、Yの責任を限定する部分は、公序良俗違反又は権利濫用により無効である旨主張するが、Yは、本件オークションを運営することによって、参加者の商品売買の機会等を提供する場を設定しているものに過ぎず、利用者は、各自の責任と負担に置いてオークションに参加することが前提となっていると認められるのであり、本件オークションを利用しようとする者としては、このようなリスクを負担したくなければ、本件オークションに参加しなければすむのであるから、それにもかかわらず、これに参加した者は、その自由意思で上記リスクを負担したというべきである。

本件オークションは、出品者と落札者との自由意思による売買契約を中核とするものであり、Yはその機会を提供するに過ぎず、かつ、利用者に対して本件オークションを利用した売買契約に伴うリスクについて、格別の注意を促しているのであるから、本件利用規約をもって、Yが有利な立場を利用して、一方的に責任を限定したものとはいえず、本件利用規約のうちYの責任を限定した部分が、公序良俗に反し又は権利濫用で無効であるともいえない。

【1-2】東京地判平成29(2017)年7月14日 D1-Law.com 判例体系 ID29050100

(事案) Xは、Yが提供するインターネットオークションを利用して本件商品(育毛ローション)を5500円で落札し、出品者にその代金を支払った。ところが、Xは、商品説明に不当表示があったことを理由に出品者に対して商品の交換又は代金相当額の返金等を求める通知を郵送したが宛名不完全で配達されず、Yに対して出品者の正確な住所等を開示するよう求めたが拒否された。このためYに対し、不当表示を行った出品者に対して警告・出品停止の措置をとらず、落札者Xのキャンセルを認めず、出品者の正確な住所等も開示しなかったことを理由に、損害賠償を訴求した。原審がXの請求を棄却したため、Xが控訴した。

なお、本件オークションのガイドラインには、免責事項等として、①Yは、取引及び商品等の内容には一切関与せず、落札者は、Yの故意又は重過失に起因する場合を除き、Yが取引又は商品等に関していかなる責任も負わないことに同意すること、②Yは、本件オークションに出品される商品等の品質、安全性又は適法性について一切保証せず、商品等の説明内容の信頼性やその精度、出品者が商品等を実際に販売又は提供することができるかどうかについても一切保証しないこと、③Yは、取引の相手方の情報を落札者に開示する義務を負わないこと等が定められている。

(判旨) 控訴棄却 本件ガイドラインは、本件利用規約の一部を構成することにより、本件利用規約等に同意して入札を行ったXを法的に拘束するものと認められる。本件利用規約等の定めを照らすと、Yが、Xに対し、出品者に対して警告・出品停止の措置をとる義務、Xに対して落札のキャンセルを認める義務、出品者の正しい住所等を開示する義務を負うとは認められない。

これに対し、Xは、①本件オークションサイトでは落札者に対して出品者の住所等を開示することが原則であるから、Xに対する住所等の開示は、出品者のプライバシー侵害に当たらない、②Yは、出品者のプライバシーを保護するよりも、不当表示のある商品を落札したXに正しい住所を伝えて、本件商品の交換又は代金相当額の返金等を可能にするべ

きであるなどと主張する。

しかし、本件利用規約等の定めによれば、YがXに対して出品者の正確な住所等を開示する義務を負うとはいえ、個人情報の保護に関する法律において、個人情報取扱事業者が、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）を第三者に提供してはならないと定められていること（23条1項）に照らしても、Yが上記の義務を負うと認めることはできない。

【1-3】東京地判平成30(2018)年7月25日 D1-Law.com 判例体系 ID29055261

（事案）Xは、平成29年6月に、Yの運営するインターネットオークションで本件商品（中国製金貨）を落札し、出品者に代金40万2000円を支払った。その後Xは、Yのカスタマーセンターに対し、本件取引で詐欺にあった可能性が高いこと及び本件出品者と連絡がとれないことを告げて、本件出品者の情報を開示するよう求めた。これに対し、Yは、プライバシー保護の観点から、個別の問い合わせによる個人情報の開示には応じられない旨回答した。なお、本件サービスの利用規約には、前記【1-2】と同内容の免責事項等が定められていた。

これに対して、XはYに対し、Yが出品者の実在性について確認を怠ったことにより当該オークションを利用した取引において詐欺被害にあい、Yが出品者の情報を開示しないことにより被害の回復を妨げられたなどと主張して、債務不履行に基づき、損害賠償を訴求した。原審がXの請求を棄却したため、Xが控訴した。

（判旨） 控訴棄却 ①Xは、Yが出品者の実在性について確認する義務を怠ったと主張し、この主張は、Yには、出品者が登録した氏名、住所、電話番号等の情報が当該出品者本人の情報であることを調査確認する義務があるというものとして解される。

しかし、本件サービスの利用者は、本件利用規約が適用されることに同意しているから、本件利用規約が被控訴人と利用者との間の本件サービスの利用契約の内容となっているというべきところ、本件利用規約には、Xが主張するような調査確認義務に関する規定は存在しない。その他、上記義務を定めた法令上の根拠も見当たらない。

しかも、本件利用規約において、Yは、利用者間の取引及び商品等の内容には一切関与せず、本件サービスに出品される商品等の品質、安全性又は適法性について一切保証せず、出品者が提示する商品等を実際に販売又は提供できるかどうかに関しても一切保証しない旨定められている。これらに照らせば、Yは、あくまでインターネット上での取引の機会を提供するにすぎないのであって、取引の内容等を担保するものではなく、Xもこのことを前提に本件サービスを利用しているというべきであるから、本件サービスの内容からも、Xの主張する義務があると解することはできない。

②Xは、Yが、取引の仲介者として、出品者の情報を取引の相手方に開示する義務を負うと主張する。しかし、本件利用規約においては、Yは取引の相手方の情報を出品者又は落札者に開示する義務を負わないとする規定があり、これがXY間の契約内容となっているというべきである。したがって、Yは、本件サービスの利用契約上、Xの主張する義務を負うものではない。

Xは、本件利用規約の前記規定について、取引の相手方の情報のうち、取引と関係しない事項を出品者又は落札者に対し開示しないという趣旨に解すべきであり、詐欺を行った者の情報については開示すべきであるなどと主張する。しかし、前記規定は、その文言上、取引の相手方の情報については開示義務を負わない旨を定めているものであり、何ら

例外が定められていない。しかも、商品の品質等について関知しない被控訴人において、詐欺の有無を客観的に判断することには困難を伴うことからすると、詐欺を行った者の情報については開示義務を負うと解することもできない。

○ 小括

ネットオークション運営者の損害賠償責任は、いずれも免責条項により否定されている。免責条項は、オークションサイトを利用する際に同意したことになっている利用規約の一部であることを理由に、サイト利用者が免責条項にも同意していることが認定されている。サイト運営者の出品者情報開示責任を否定する理由は、利用規約等の免責条項によるか、または、情報開示に関する条項が存在しないこと、および、個人情報保護法にある。なお、出品者の不法行為責任を前提としてオークションサイトの共同不法行為責任が訴求された事件があるが、出品者の責任が否定されたため、サイトの共同不法行為責任も否定された（後記(2)【2-4】）。

(2) 契約当事者間の訴訟

【2-1】大阪高判平成 15(2003)年 7 月 11 日裁判所 web 掲載

(事案) Xの依頼を受けたYが会員制のオークションで中古自動車(本件車両)を落札した(会員である代理人が自己の名でオークションに参加して落札した)。本件車両は、Xが立ち会った場で出品者DからYに引き渡され(したがって、少なくとも落札後にはDは匿名ではないと思われる)、その後Xに引き渡された。ところが、走行中に本件自動車が火災を起こしたため、Xは、本件車両の取引につき、XY間の売買契約であること、仮に売買契約でないとしても、問屋契約であり、Yは本件車両を瑕疵がない状態で引き渡すべき義務を負っていることを主張して、Yに対して損害賠償を訴求したが、原審がXの請求を棄却したので、控訴した。

(判旨) 控訴棄却 本件車両は、いわゆるネットオークションによる取引であるところ、①出品店が出品する車両につき、公正かつ的確に客観的な立場で車両の点検・検査を正確に行わなければならない、成約後の申告不備によるクレームは、出品店が一切その責任を負うとされていること、②落札店では、パソコン画面上でしか車両を確認することはできず、落札して車両が搬送されてきて初めて車両を見ることができ、その後は直ちに買主に引き渡されることが予定されていること、③登録名義も、Yを経由することなく、直接買主に移転されていること、Yは、Xに対し事前に、本件車両に関する取引はオークションによるものであり、車両に関するクレームはYでは基本的に受けることができない旨説明していることなどの事実関係からすると、Yは本件車両の落札を代行したものにすぎず、Yとしては、指定された価格で落札し、出品店から本件車両の引渡しを受け、パソコン画面での内容と相違ないことを確認した上、これをXに引き渡し、XあるいはXが指定する者への登録名義の変更手続をすれば足りるものというべきであり、Yは、本件車両の売主ではなく、また、問屋契約に基づき本件車両を瑕疵がない状態で引き渡すべき義務を負っているものとも解されない。

【2-2】東京地判平成 16(2004)年 4 月 15 日判時 1905 号 55 頁(原審 東京簡判平成 15(2003)年 10 月 8 日金判 1231 号 61 頁)

(事案) Xは、インターネットオークションでYが出品した自動車(アルファロメオ 164)を6万4000円で落札し購入した。本件オークションサイトの説明には、バンパーやドアの擦り傷、ドアノブのひび等の説明があったが、購入後これ以外に、ガソリタンクのガソリン漏れを含む8カ所の損傷があることが判明した。そこでXはYに対して瑕疵担保責任を理由として修理費用等を請求した。

原審は、名車である本件自動車の購入価格が低廉であることから、損傷の程度は落札価格に照らして許容すべき範囲内であると判示して、Xの請求を棄却したため、Xが控訴した。

(判旨) 請求一部認容 ガソリン漏れの程度が相当であり、引火の危険性から走行自体が困難であるから、この修理代3万円についてはXの請求を認容する。

【2-3】東京簡判平成17(2005)年6月16日裁判所 web 掲載

(事案) XはネットオークションでYからA社製のプレスレット(本件商品)を代金7万円で購入したが、偽物であったため、錯誤無効(民法95条)を理由として代金の返還をYに請求した。これに対してYは、出品時に「中古の委託品で証明書等はありませんので詳細は解りません。真贋について不安な方は入札をお控えください。写真で判断してください。入札のキャンセル、落札後のクレーム、返品はお受けしませんので、ご確認の上、入札してください。」と画面で説明し、Xはすべて同意して落札したのであるから、本件売買契約は有効であると抗弁した。

(判旨) 請求認容 ①本件オークションでは偽物等のコピー商品の出店は禁止されていること、②Yの出品時の画面ではA社製のロゴマークの上に本件商品が乗せてあり、A社製の刻印がしっかり映った角度で実際に存在する商品に極めて似ている物であったこと、③画面上では価格設定が本物であるかのように説明されていたこと、以上の事実から、本件商品が本物であることはXの動機にとどまらず本件売買契約の内容となっており、その代金額は契約の重要な部分であるから、Xの意思表示には要素の錯誤があった。

【2-4】大阪地判平成20(2008)年6月10日判タ1290号176頁

(事案) Xは、Yahoo!オークションに出品された米国産自動車シボレーサバーバン(本件車両)のページを見て、出品者Yに電話で交渉して本件車両を180万円で購入した。本件車両に不具合が多く生じたためXが調査したところ、走行距離が実際は19万6614kmであったのに、メーターが2万3400kmに巻き戻されてオークションで表示されていたことが判明した。XはYに対して不法行為責任、瑕疵担保責任等を理由に不具合の修理費等を請求した。

(判旨) 請求一部認容 本件オークション出品の前にYが本件車両を購入した時に既に走行距離の巻き戻しが行われていたことから、Yの調査義務違反があったとまでいえず、不法行為責任は生じない。しかし、Xが購入した際に隠れた瑕疵があったから、Yに瑕疵担保責任があり、信頼利益の賠償として購入代金、保険金、車検料等の損害賠償を認めるが、その他の不具合の損害は信頼利益に含まれないから認められない。

【2-5】東京地判平成25(2013)年3月21日D1-Law.com判例体系ID29027264

(事案) Xは、インターネットオークションでY出品のエスプレッソマシン(以下「本件商品」という。)を落札し、Yとの間で、本件商品を代金29万円で購入する売買契約(「本件契約」)を締結して、Yに本件商品の売買代金、送

料等を支払った。ところがXは、本件商品に瑕疵があるなどと主張して、本件契約を解除する旨の意思表示をして、Yに対して損害賠償を訴求した。

(判旨) 請求認容 本件契約は、新品の商品の売買であったところ、YからXに送付された本件商品には瑕疵があり、XからYに瑕疵の修補等を求めたにもかかわらず、修補等がされなかったということであるから、Yは、本件契約における売主の債務について、その本旨に従った履行をしていないものといえる。そうすると、本件契約は解除されており、Xは、Yに対して、債務不履行に基づく損害の賠償を求めることができる。

【2-6】東京地判平成26(2014)年3月6日 D1-Law.com 判例体系 ID29040089

(事案) ヤフーオークションで45万円のソファを落札して、出品者Y₁から購入したXが、商品の受領後に、Xの錯誤による無効、Y₁の詐欺による取消もしくは瑕疵担保責任による解除等を主張して、または、Y₁の不法行為を理由として、Y₁に対して損害賠償(購入代金の返還等)を訴求し、さらにサイト運営者Y₂(ヤフー)に対して共同不法行為責任を訴求した。

(判旨) 請求棄却

(1) 無効、取消、解除等について 本件ソファの送付を受けた原告らは、直後に、本件ソファについて、穴が空いている部分や薬品焼けのように見える傷がある部分があること、テカリや変色があること及びベタベタしたり異臭がしたりすることを指摘しており、本件ソファがX居宅に届いた時点で、本件ソファのうち2人掛けソファの肘掛け面に小さな穴が空いている部分、オットマンの側面に白くなった部分があったこと、2人掛けソファの肘掛け面や3人掛けソファの背もたれ面にテカリや変色している部分があったこと、到着時に、ベタベタするような触感や臭気があったことを認めることができる。

しかしながら、臭気については、本件ソファが革製であること、本件ソファが、Y₁宅から搬出後、X宅に到達するまでの、真夏の5日間、倉庫等に保管されていたことに鑑みると、一時的なものであった可能性があり、また、触感については、本件ソファがスエードレザー製であることや感じ方に個人差があるため、これが瑕疵であるとは言い難い。また、小さな穴が空いている部分、白くなっている部分や、テカリや変色については、本件ソファが新品として販売されているのであれば、瑕疵にあたるというものの、Y₁による本件ソファの商品説明においては、本件ソファが新品ではなく中古品であることは示されており、また、Y₁の本件商品説明中の「使用期間は半年前に新品同様に購入しました。大きな傷等はありません。」との記載が虚偽とはいえないこと、さらに、本件ソファについては定価550万円以上である物を定価の10分の1以下の45万円で販売するのであるから、新品の状態よりも品質が相当落ちるものと考えられることに照らすと、本件ソファに存した小さな穴や、傷、変色については、落札時に原告らにおいて想定しえたものであると認められる。

よって、本件売買契約にあたってXに錯誤があったとか、Y₁の欺罔行為があったとは認められない。

(2) 不法行為について Y₁が正確な情報を告知しないばかりか、新品同様のものと虚偽を表示したとは認められないから、Y₁に不法行為責任が発生するとはいえず、また、Y₁(ヤフー)が共同不法行為責任を負うとも認められない。

【2-7】東京地判平成 27(2015)年 12 月 11 日 D1-Law.com 判例体系 ID29015566

(事案) Xは、インターネットオークションでY社が出品したショルダーバッグを4万5360円で落札して購入したが、商品受領後に、本件バッグに汚損があることを理由にYに返品した。Yは、汚損ではなくほこりの付着であるとして、ほこりを拭き取ってXに再送付した。これに対して、Xは、Yとの合意解除の存在、契約の無効、Yの不法行為等を主張して、Yに対して損害賠償を訴求したが、原審が請求を棄却したため、控訴した。

(判旨) 控訴棄却 合意解除の事実はなく、本件バッグのベルト調整部分には本件汚れが付着していたが、これは拭き取ることができ、本件バッグには他に目立った汚れや傷は存在しない。

本件バッグは、「新品同様・展示品」であることを意味するSランクの商品ではあるものの、これは「新品未使用品」であることを意味するNランクの商品とは異なりあくまで中古品であること、Yは、本件バッグの商品説明の備考欄に、「使用感見られず新品同様です。状態は写真を見てご確認ください。」と記載したところ、本件汚れは、出品時の写真に写っており、Xに認識可能であったこと、控訴人は、中古品であると認識した上で本件バッグを購入したことに照らすと、本件バッグに本件汚れが付着していたことをもって、隠れたる瑕疵があったということはできないし、本件契約に当たり、詐欺、錯誤等の何らかの無効、取消事由や説明義務違反があったともいえない。また、YがXの返品の要望に応じないことについてYに違法、不当な点があったともいえない。

【2-8】東京地判平成 31(2019)年 2 月 26 日 D1-Law.com 判例体系 ID29054138

(事案) Xは、インターネットオークションでYが出品したロレックス社製の腕時計を700万円で購入した。ところが商品引渡後に、Xは本件腕時計がロレックス社製ではない偽造品であることが判明したとして、契約の解除と損害賠償をYに訴求した。

なお、本件の売買契約に至る経緯は以下の通り。すなわち、Xは本件オークションでのYの出品を知り、値段交渉を試みることとし、本件オークション画面上の「出品者への質問」欄に、Xのメールアドレスとともに、Xへの連絡を求める旨のメッセージを入力して送信した。すると、Yのメールアドレスから返信が届いた。以後、原告は、同メールアドレスにより送受信されるメールを介して、価格交渉を行い、700万円で購入が決まり、Yが連絡先として自身の住所を知らせ、さらにYはYの父親とともにXと面会したうえで、売買契約書の作成、代金の支払いと商品の引渡が行われた。

(判旨) 請求認容 本件訴訟でYは、売買契約の当事者はYではなくYの父親であり、Yはその手伝いをしただけだと主張し、契約の当事者に関する事実認定が主な争点となった。裁判所は、本件売買契約の売主はYであると認定し、Xの請求を認容した。

○ 小括

匿名のネットオークションであっても、落札の前後を問わず、当事者間で連絡を取り合っており、当事者情報が開示されている場合が少なくない。匿名であることよりも、取引の成立と履行に重点がある当事者が少なくないことが示されていると思われる。そして、当事者情報が開示されている場合には、当然のことであるが、取引当事者間での紛争解決が図られる点で、その他の一般的な紛争と変わりは

ない。ネット上で、いわゆる「ノークレーム・ノーリターン」が取引の条件として表示されていても、契約の無効と代金の返還が認められている（【2-3】）。

（3）経産省の準則⁵

本準則は、ネットオークションやフリマサービス等のユーザー間取引について、サービス運営事業者と利用者との関係を以下のように説明している。すなわち、ユーザーは、①オンライン登録する際に利用規約への同意をクリックし、さらに②個々の取引行為（出品、入札・落札、購入申込等）の都度、システム上利用規約に同意クリックしている。ユーザーとサービス事業者間の法律関係は、原則として免責条項を含めた利用規約に支配される。ただし、ユーザーが消費者の場合、消費者契約法の適用があるから、事業者が全部の免責を得る条項等が無効になる可能性がある。以上のように説明したうえで、本準則は、運営事業者と取引当事者との関係を以下の2つの場合に分けて、運営事業者の責任を説明する。

I サービス運営事業者が、単に個人間の売買仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に実質的関与しない場合、一般にサービス運営事業者は、単に取引の場やシステムの提供者にすぎず、個別の取引の成立に実質的に関与するわけではない。したがって原則としてユーザー間の取引に起因するトラブルにつき責任を負わないものと解される。

ただし、サービス運営事業者はユーザー間の取引行為にかかる情報が仲介されるインフラシステムを提供していることから、一定の場合にはサービス運営事業者に責任を認める余地がある。例えば、インターネット・オークションにおいて、出品物について、警察本部長等からの競りの中止の命令を受けたにもかかわらず、オークション事業者が当該出品物に係る競りを中止しなかったため、落札者が盗品等を購入し、盗品等の所有者から返還請求を受けた場合などにおいて、当該オークション事業者は、当該落札者等に対して、注意義務違反による損害賠償義務を負う可能性があるとして解される。

II サービス運営事業者が自らの提供するシステムを利用したユーザー間取引に実質的に関与する場合

(i) サービス運営事業者がユーザーの出品行為を積極的に手伝い、これに伴う出品手数料又は落札報酬を出品者から受領する場合、サービス運営事業者は出品代行者であり、単なる場の提供者ではない。利用規約の規定如何にかかわらず、トラブルの際、買主に対して責任を負う可能性がある。

(ii) 特定の売主を何らかの形で推奨する場合、その推奨の態様如何によっては、サービス運営事業者はユーザー間の取引に起因するトラブルにつき責任を負う可能性がある。

⁵ 経済産業省『電子商取引及び情報財取引等に関する準則』（令和元年12月）77頁。この準則は、電子商取引等に関する様々な問題点について、①関係法規の解釈を示して取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的としている。さらにこの準則は、②関係する団体や府省からのオブザーバーの助言を得ながら、ワーキンググループの提言を踏まえて、経産省が現行法の解釈について一つの考え方を提示するものでもある。

4 学説

(1) 仲立人説

I 大村説⁶

(i) ネットオークション事業者の責任について、大村は、次のように述べた。

「ネット・オークション取引では、出品者と落札者との間に売買契約が成立」し、「事業者は、売り手の代理人である競売人にはあたらないが、出品者に自らのサイトを利用させることにより、落札者との間の売買契約の媒介をしていることになる。……媒介を行う者には、媒介代理商（商法 46 条（筆者注：現 27 条））、仲立人（543 条）、民事仲立人（502 条 11 号）等があるが、ネット・オークションでの出品者と落札者間の契約は、一般消費者の参加による臨時的な取引であることから、媒介代理商にはあたらないが、仲立人に該当する余地はある」。

「ネット・オークション事業者は、利用契約に基づいて、『出品、入札、Q&A を使った出品者への質問等をするため』の毎月の本人確認費、出品商品毎の出品システム利用料、あるいは落札者に対する落札システム利用料として落札金額に応じた一定額を徴収している。これらのうち、落札金額に応じた料金は、仲立契約における報酬に該当すると考えられる余地があり、その場合には、事業者と利用者との間に仲立契約が成立し利用契約を締結することが、同時に利用者間の売買取引を媒介する仲立契約を締結することになると考えられる。」

大村は以上のように述べて、①ネットオークション事業者が徴収している落札手数料は仲立契約における報酬に該当し、②事業者と利用者との間の利用契約を締結することは、同時に利用者間の売買取引を媒介する仲立契約を締結することになると解した。すなわち大村は、落札手数料を受け取る者は、落札した売買取引を媒介する仲立人にあたると解していると思われる。

(ii) ネット・オークションにおける売買契約の構造について、大村は次のように解した。すなわち、ネットオークションでは、事業者は個別取引の契約当事者ではないが、利用者と事業者との間で事業者が提供するシステムを利用して取引を行う旨の基本契約が結ばれ、これに同意しなければシステムを利用した取引にアクセスできないという条件のもとで、売買に向けた利用者間の個別取引が行われるから、個別取引の「成立過程に売り手・買い手の両当事者による契約条件の交渉過程が存在」していないと大村は分析し、そして「あらかじめ事業者の設定した条件で取引を行うという点で」、個別の取引は「基本契約たるシステム利用契約に附合した契約」と捉えることができると解する。

さらに大村は、ネットオークションでは、対面取引と異なり、出品者も入札者も、申込や承諾の意思表示をウェブ上の画面操作によりデータを送信することで行い、これに対して相手方はあらかじめプログラムされたシステムが対応して自動的に定型化されたデータを送信する「マンツーマシン取引」の形態で意思表示を送る。このような事前にプログラムされたシステムが機械的に交渉過程に組み込まれている売買契約は、ネットオークションに参加するためのシステム利用契約が契約当事者による自由な意思に基づく契約として成立していることを前提とする、二次的な契約と考えることができると解する。

⁶ 大村和子「インターネット・オークションにおける事業者と利用者の法的問題について」情報ネットワーク・ローレビュー3号21頁、24頁（2004年）

以上のことから、大村は、事業者と利用者との間のシステム利用契約と利用者間の売買契約は別個独立の契約ではなく、売買を目的とするシステムを利用した包括的な取引形態をもつ契約であると解しており、また、そう解することがネットオークションの環境整備を考えるうえで実効的であると主張する。

(iii) ネットオークションにおける「事業者の責任」と「売買契約の構造」との関係について、大村は特に説明することがないが、①事業者と利用者とのシステム利用に関する基本契約に、個別取引である売買契約が附合していると見たり、あるいは、②当事者の自由な意思に基づくシステム利用契約に対して個別取引が二次的な契約であると解する点、さらには③システム利用契約と個別取引が包括的な取引形態をもつ契約とみること（前記(ii)の売買契約の構造）が、事業者と利用者との間の利用契約を締結することが同時に利用者間の売買取引を媒介する仲立契約を締結することになることになるという理解（前記(i)②の事業者の責任）の前提になっていると考えられる。

II 田中説⁷

田中は、情報通信技術やデータを活用し第三者に「場」を提供するサービスであるプラットフォーム事業者の責任を検討する作業において、ネットオークションの事業者を仲立人と解する大村説（前記I）を参照し、この見解に拠った場合には、次に、プラットフォームとして物品の検索や決済等のシステムを提供することが、プラットフォーム利用者の売買契約成立に尽力することになるかが問題となると解したうえで、次のように主張した。

すなわち、インターネットを利用したプラットフォームという特性上、潜在的契約当事者が無数に存在するから、プラットフォーム利用者の中の特定の利用者の売買契約成立のために尽力していると積極的に肯定することは難しいが、ただし、商法543条を類推適用し、売主・買主のマッチング・システムの提供をも「媒介」と解することが可能であれば、仲立人は善管注意義務を負うだけでなく、介入義務を負うため、プラットフォーム利用における売買契約の一方当事者が氏名・商号等を隠して取引を行い、他方当事者に損害を生じさせた場合には、プラットフォームは当該売買契約上の匿名当事者の債務を自ら履行しなければならない（商法549条）ことを主張した。

すなわち、仲立契約は、仲立人が「委託者」のために法律行為の成立に尽力する義務を生じさせるが、田中は、（出品者側だけでなく）プラットフォーム利用者（である買主）のために尽力することになるかを問題として、システム利用者全員に対して利用者（買主）の望む物品へと導くマッチング・システムを提供することは「媒介」である（商法543条の類推適用）から、仲立人としてプラットフォームは介入義務を負い、匿名当事者の債務を自ら履行しなければならない（商法549条）と、田中は主張している⁸。なお、田中は、「双方向的仲立契約」であることを前提に上記を主張しているが、その場合でも、出品者の委託によって売買契約の成立に向けて尽力する義務が生じれば足りるから、マッチングシ

⁷ 田中志津子「プラットフォーム事業者（プラットフォーム）の責任」岡孝先生古希記念論集『比較民法学の将来像』457頁、473頁（勁草書房、2020年）

⁸ 仲立契約の性質については、椿久美子「仲立・仲介・媒介契約」NBL933号65頁（2010年）および同『仲立・仲介・媒介契約』と典型・非典型契約との関係」別冊NBL142号140頁（2013年）参照。

テムの提供への言及は、非依頼者である買主側の利益にも配慮が必要であることを確認したということになると解せられる。

さらに田中は、プラットフォームの事業者と利用者との間の利用契約について検討し、事業者の免責条項の効力について、相手方の利益を一面的に害する定型約款として効力が生じない可能性（民法548条の2第2項）、消費者契約法の適用可能性等を指摘したうえで、インターネットの非対面性から生じる事業者の責任を次のように述べた。すなわち、「対面取引よりも、売買契約の相手方への信頼性が乏しく、目的物が引き渡されないおそれがあり、引き渡されたとしても、契約に適合していないかもしれない。このような取引の安全性・信頼性の欠如又は不測は、インターネットの特性を利用するシステムであるとはいえ、プラットフォームが独占的に構築したシステムであることから生ずる利用者の不利益であり、利用者が甘受しなければならないものではない。取引上求められる『安全性』とは、少なくとも対面取引と同程度の安全性である。従って、プラットフォームには利用契約に基づき、安全な取引を可能にするシステムを提供すべき義務を認めるべきである。」以上を主張した。

（2）ネット上の場の提供者としての責任（窪説）

窪は、匿名ではないインターネット上のショッピングモール運営者の責任を検討し⁹、顧客にとっては、モール運営者の提供する「『場』＝システム」の安全性や、参加するショップの健全性が担保されているとの信頼ないし期待があるだろうし、このような期待・信頼に見合う法的義務をモール運営者に課すことは認められるべきでないかとの問題意識から、ショップ顧客の取引がモール運営者の構築・提供するシステム利用を前提とすること、非対面であるインターネット取引の特性の考慮から、モール運営者には顧客とのシステム利用契約上の義務として、一定の技術水準確保及びショップへの監督を通じ、安全な取引環境を整備する義務を觀念しうると考え、具体的には、契約の相手方選択の自由を損なわないよう契約過程を管理し、情報の正確性等に疑義が生じている場合に、ショップに対して監督する義務などを指摘する。

なお窪は、仲立契約の可否については、モール運営者より、関与の程度が濃いと考えられるネットオークションと金融商品取引所の売買注文システムに関する判決でそれぞれ仲立ち契約の成立が否定されたことを参照し、仲立営業契約の規定の単純適用というわけにはいかないと解した（類推適用の余地は認めた）。

これに対して、ネットモールに関するシステム利用契約の性質については、ATM機（現金自動預払い機）による預貯金払戻し、ネットオークション、金融商品取引所の売買注文システムに関する議論を参考として、モール運営者は、コンピュータないしインターネットに構築されたシステム利用を当然の前提とする設計をした以上、提供事業者は一般的に、単にシステムを利用しうる状況に置くだけでなく、一定の安全な環境を提供することか求められ、取引の全体枠組みに照らして相当な形で利用者に被害をもたらす欠陥を減じる、システム構築およびサービス提供の義務が導かれると解し、モー

⁹ 窪幸治「インターネットショッピングモール運営者の法的責任——取引環境整備義務について」総合政策16巻2号223頁、225頁（2015年）

ル運営者の取引環境整備義務を導いている。

(3) プラットフォーマーとしてのあり方からの指摘

長谷川は、市場のプラットフォーム化をめぐる契約上の諸問題を検討する作業において¹⁰、見知らぬ個人同士の取引を基本的特徴とするシェアリングエコノミーの仕組みを、モノやサービスなどを提供する側と利用する側、そして、両者をインターネット上のプラットフォームでマッチングさせ、仲介するプラットフォーム事業者の三者からなるという構造を指摘して、プラットフォーム事業者の責任に関する裁判例を紹介し、「現在のところ、プラットフォーム事業者の責任については、裁判例を見ても、具体的な取引への関与の度合いによるものの、総じて限定的な範囲にとどまっている」ことを指摘する。

5 運営サイト側の解決方法

(1) エスクロー制度の標準化 エスクロー (escrow) とは、商取引の際に信頼の置ける第三者を仲介させて取引の安全を担保する第三者預託であると説明されている¹¹。日本のネットオークションでは、オークション運営者が、出品者 (売主) と落札者 (買主) の間に入り、次の手続きを介在させる。すなわち、①売買契約が成立すると、代金を買主が運営者に送金する、②運営者が売主に入金を通知する、③売主が買主に商品を発送し、買主が商品受領を運営者に通知する、④運営者が売主に代金を送金する、以上の手続きを経由することにより、代金支払と商品引渡の履行を確保することがエスクローの機能である。ヤフーオークションは、近時にエスクローを標準化したため、代金を受領した売主が商品を引き渡さないで逃亡するというトラブルは防止できるようになった。主な問題は、引き渡された商品の契約不適合ということになる。

(2) 補償内容の整備 補償制度は、法律問題としての帰結とは一応別に、トラブルの形態ごとに一定の条件で、サイト主催者が一定の補償をすることにより、現実的な解決を図っている。当初は、補償の枠が狭く、内容も限定されていたが、近時は細かな配慮が実施されてきている。しかし、補償額に上限があり、補償の対象品目に枠がある等の限界が存在する。

6 匿名で取引するシステムを提供する者の責任

(1) 不法行為責任の可能性

I インターネットショッピングモール運営者の不法行為責任 (楽天チュッパチャプス事件) ネット上の (匿名ではない) ショッピングモールである「楽天市場」の運営者 (楽天) が不法行為責任を訴求され、請求は棄却されたが、認容される場合がありうることを判示した裁判例がある¹²。この事件では、楽天市場の複数の出店者が、Xの管理する「Chupa Chaps」の商標を侵害する商品を楽天市場で展

¹⁰ 長谷川貞之「市場のプラットフォーム化をめぐる契約上の諸問題」日本法学 85 巻 4 号 141 頁、187 頁 (2020 年)

¹¹ ウィキペディア <https://ja.wikipedia.org> (2020 年 8 月 30 日)

¹² 知財高判平成 24 年 2 月 14 日判時 2161 号 86 頁

示・販売した。Xは、各出店者ではなく、楽天市場の運営者Y（楽天）に対して商標権侵害等を理由に差止と損害賠償を訴求した。原審が、商品の売買の主体は出店者でありYではないとして、Xの請求を棄却したため、Xが控訴した。

控訴審は、「ウェブページの運営者は、商標権侵害行為の存在を認識できたときは、出店者との契約により、コンテンツの削除、出店停止等の結果回避措置を執ることができること」を前提として、「ウェブページの運営者は、商標権者等から商標法違反の指摘を受けたときは、出店者に対しその意見を聴くなどして、その侵害の有無を速やかに調査すべきであり、これを履行している限りは、商標権侵害を理由として差止めや損害賠償の責任を負うことはないが、これを怠ったときは、出店者と同様、これらの責任を負うものと解される」と判示して、モール運営者が責任を負う可能性を認めたが、本件の楽天はこれに該当しないと解して、Xの控訴を棄却した。

II プロバイダの損害賠償責任 プロバイダ責任制限法3条による損害賠償責任の要件は、「権利侵害」の事実についての悪意または善意有過失（相当理由）であり、そこでの「権利侵害」は一般不法行為の要件と同じ意義であるから、名誉・プライバシー侵害だけではなく、著作権侵害、商標権侵害等が含まれる（前記Iの楽天チュッパチャプス事件の裁判では、モール運営者が不法行為責任を負う要件について、本条との「平仄を取る形で要件を加重した」ことが指摘されている¹³⁾）。ただし、権利侵害が「情報の流通により」生じた場合に限られるから、ネット取引のシステム提供者がプロバイダとして損害賠償責任を負う場面は、出品者がネット上に表示した情報自体により権利侵害が生じるケースに限定される。

（2）契約責任（履行請求権の視点から）

匿名で取引するシステムの提供者が取引上の紛争に関して負う契約責任は、直接的にはシステム利用契約の内容によるが、そこには取引上の紛争に対してシステム提供者が責任を負わない旨の特約が含まれている。これに対して、学説および従来の下級審における原告（控訴人）側の主張においては、システム利用契約が仲立営業の性質を有し、システム提供者に仲立人としての責任が生じることが主張されてきた。中でも田中は、仲立人の介入義務（商法549条）を根拠に、匿名取引の依頼者に代わる履行責任が生じることを主張した（前記4(1)II）。

私見は、契約に基づく履行請求権の視点¹⁴⁾から田中説の帰結を支持したい。すなわち、契約の当事者は、契約の基本的効果として相互に履行請求権を有する。匿名で契約を成立させるシステムの利用者も、はじめから履行請求権のない契約を成立させる意思はないと考える（「ネットだからノークレーム・ノーリターン」ということにはならない。前記3(2)【2-3】参照）。一般的な理解では、合意のうち法的拘束力のあるものが契約であり、請求力は債権の基本的効力であるから、履行請求権のない「契約」を当事者が望むはずがないからである。そして、契約を成立させるシステムを当事者に提供した者は、当該

¹³⁾ 生貝直人「判批」メディア判例百選第2版241頁

¹⁴⁾ 履行請求権については、椿寿夫「予約の機能・効力と履行請求権1～4完」法時67巻10号58頁、11号40頁、12号56頁（以上、1995年）、70巻2号89頁（1998年）、同「履行請求権（上）～（下の2）」法時69巻1号100頁、2号37頁、3号68頁（以上、1997年）、70巻1号73頁（1998年）、森田修『契約責任の法学的構造』2頁以下、350頁以下（有斐閣、2006年）、同「履行請求権：契約責任の体系との関係で1～3」月刊法学教室441号68頁、442号78頁、443号86頁（2017年）等参照。

システムにより成立した契約の効力がシステム上の理由で妨げられないように配慮する義務を負うと考える。履行請求権についても、その円滑な行使を可能にするように配慮する義務がある。田中は、ネット取引では対面の場合と比較してトラブルが生じる危険性が高いこと、それ故に取引のシステム提供者（プラットフォーム）は安全な取引を可能にするシステムを提供すべき義務があることを指摘している（前記4(1)Ⅱ）。

匿名で取引するシステムにより成立した契約の当事者が、契約の基本的効果である履行請求権を行使するためには契約相手に関する正しい情報（氏名、住所等）を得る必要があり、匿名の契約においても履行請求権を行使する場合には契約相手の情報を入手できることが前提になる。そして、契約当事者が履行請求権を行使しようとする場合に、契約相手の正しい情報を得ていないときは、匿名システムの提供者から情報を取得する必要があり、情報の開示を求められたシステム提供者はこれに応じる義務がある。情報開示を拒否する場合には、システム提供者が履行請求権の実効を喪失させることは許されず、匿名当事者に代わって履行請求に応じなければならない。商法549条は仲立人についてこの趣旨を規定し、匿名で取引するシステムの提供は仲立営業に該当すると思われるが、これに該当しないとしても、匿名で取引するシステムの提供者は、契約当事者の履行請求権の実効を喪失させることが許されないという上記の理由から、匿名当事者に代わって履行する責任が生じる。

匿名システムの利用契約には、①システム提供者が利用者間の取引上のトラブルに対して一切責任を負わない旨、および、②システム提供者は当事者情報を開示しない旨が含まれている。しかし、取引を求める利用者は、上記のように、はじめから履行請求権のない契約の成立を望むはずがないから、少なくとも利用者間の契約に基づく履行請求権を否定する内容は合意として成り立たない。したがって、上記のように、履行請求権の行使に必要な当事者情報をシステム提供者は開示する責任があり、これを拒否する場合には、匿名の当事者に代わって履行する責任が生じる。

なお、個人情報保護法23条1項との関係については、立法による調整が実現するまでは、取引上の紛争が生じた場合には利用者が当事者情報の開示に同意する旨を利用規約に含ませるべきである。これをしない場合や、逆に、システム提供者が情報開示に応じない旨の特約を置く場合には、情報開示の拒否となり、匿名当事者に代わる履行責任を生じさせる。

（3）私法による解決の必要性

より広い視野からみれば、取引上の紛争は私法により解決すべきであるという視点からも同じことがいえる。すなわち、契約上の紛争は、（履行請求権のみならず）民法その他の私法上の規定等によって解決することが予定されており、匿名のシステムを利用する者が、契約上の紛争について、これらの私法上の紛争解決の可能性を放棄したとは考えられない。契約の相手方による不履行等に対する法的救済を受ける権利は、当事者自身が放棄するのでなければ失わせることができない。放棄を認める場合には、明確かつ具体的な意思表示が必要である。

さらにいえば、そもそも当事者の合意では排除できない強行規定¹⁵を含む法秩序から、匿名のシステムを利用する契約に合意したというだけでその当事者を排除することは許されないだろう。強行規定の適用を当事者の合意で排除することはできず、強行規定を含めた法規定の適用一般を合意で排除することを認めることにも疑問が生じる。仮に認めうるとしても、その旨の明確な意思表示が必要であり、単に匿名システムの利用契約の存在だけで法秩序からの排除を認めることはできない。

したがって、匿名システムで成立した契約について紛争が生じた場合には、前記(2)と同様に、システムの提供者は匿名当事者の情報を開示して、当事者間での解決に委ねるべきである。システム提供者が(特約等により)これを拒否する場合には、システム提供者が私法上に用意された紛争解決手段の相手方にならなければならない。

不法行為の問題でも同様であり、匿名のシステム上で生じた不法行為の被害者は加害者に対して不法行為法による救済を受ける権利を確保されなければならない。匿名のシステムを提供した者は加害者の情報の開示請求に応じなければならない。特別法としてプロバイダ責任制限法4条が規定されているが、救済できる対象・範囲の限定等、被害者救済のためには多くの問題が指摘されており(①権利侵害の「明白性」の要件¹⁶の厳格性、②開示請求に応じないプロバイダは故意・重過失がない限り損害賠償責任を負わないことから開示を命じる判決がない限り応じないため、膨大な量の訴訟が発生していること¹⁷、③プロバイダの有する発信者情報が限定されているため、経由プロバイダに対する調査と二次訴訟等が必要であること等)、これらが改善されない間は、弁護士法(23条の2)の照会制度(前記③の二次的請求が必要なことは同じ)などの他の手段によって、私法による解決の可能性を探るしかない¹⁸。

(4) 補償制度との関係

匿名システムの提供者が当事者情報の開示を拒否する場合に、システム提供者は匿名の当事者に代わる履行の責任を負い、補償制度はシステム提供者の履行方法として認められるが、ただし補償の範囲を法的責任より縮減すること(事前の一部放棄)は認められない。補償に限度額を設けたり、ポイントによるなどの方法の制限は、紛争が生じた後に利用者が同意した場合にのみ履行の代替として有効である。回数制限は、従前の紛争での同意は当該紛争後の同意にならないから、当該紛争後の同意(補償を受ける権利の放棄)がない限り、無効である¹⁹。

¹⁵ 強行規定については、椿寿夫編著『民法における強行法・任意法』(日本評論社、2015年)、近江幸治=椿寿夫編著『強行法・任意法の研究』(成文堂、2018年)等参照。

¹⁶ プロバイダ法4条1項1号における権利侵害の「明白性」は、主に名誉侵害の場面を想定して、「違法性阻却事由の不存在」を意味すると一般に解されている(立法担当者の解説に既に示されていた:総務省電気通信利用環境整備準備室ほか『プロバイダ責任制限法』28頁(2002年)。現在の説明として『プロバイダ責任制限法・発信者情報開示関係ガイドライン第5版』10頁(2018年)等。なお、初期の下級審判例において、この解釈が登場して定着した経緯につき、拙稿・注2所掲233頁以下参照)。

¹⁷ 発信者情報開示請求に関する判決をD1-Law.com判例体系で検索すると1600件以上がヒットする状況である。裁判所webには95件(2020年9月24日現在)が紹介されているが、平成23(2011)年以降はほぼ知的財産裁判例である。

¹⁸ 町村泰貴「発信者情報開示請求権の法的性質」別冊NBL141号144頁(2012年)は、プロバイダ法が実体法上の開示請求権を「創設」したと解するが、不法行為法上の救済を実現するための当然の請求権を確認的に規定したと解すべきである。

¹⁹ 金山直樹「ネット販売におけるサイト運営者の責任」L&T42号44頁(2009年)は、当時の補償内容の問題点を指摘した。現在では改善された面もあるが、補償内容を検討すべき必要性に変わりはない。

なお、インターネットを利用した銀行取引システムであるネットバンキングでは、なりすましによる預金被害に対して補償制度が設けられているが、銀行窓口でのなりすまし被害に対する預金者保護やキャッシュカードの偽造・盗難による被害に対する補償内容を踏まえたうえで、預金者保護を重視した補償内容になっており²⁰、同じネット取引に関する補償ではあっても、ネットオークション等における補償とそのまま同列に論じることはできない。

(5) 多角的法律関係²¹

インターネットオークションでは、①出品者とオークション運営者との間のシステム利用契約、②落札者と運営者との間のシステム利用契約、および、③相互に匿名である出品者と落札者の間の売買契約の三つの契約が存在する。大村が指摘したように（前記4(1)I(ii)）、売買契約(③)では、出品者と落札者のそれぞれのシステム利用契約(①・②)が成立した後に、システムの機能により機械的に落札決定が行われるから、売買契約が各システム利用契約に「附合」しているか、二次的な契約と見る余地がありうる。しかし、落札後の当事者間のやりとりにより契約が成立する場合には、売買契約(③)は、システム利用契約(①・②)とは一応独立した契約と見るべきだろう。

次に、エスクローをオークション運営者が行う場合には、売主・買主のそれぞれの債務の履行に運営者が関与するエスクロー特約が、出品者の利用契約(①)および落札者の利用契約(②)に含まれている。エスクローを行う運営者が、出品者・落札者のそれぞれの履行補助者であるとはいえ、履行確保のための別の契約が三者間に成立しているとみるべきであり、この意味での多角的法律関係が存在する。

さらに、目的物の瑕疵等に関する契約紛争が生じた場合には、売買契約(③)に基づく当事者の履行請求権の行使のために、運営者に当事者情報の開示義務が発生する。出品者と落札者との売買契約の効力が運営者に及ぶから、ここに多角的法律関係が生じる。運営者が当事者情報の開示を拒否する場合には、運営者に匿名当事者に代わる履行責任が生じるが、これもやはり売買契約(③)に基づく当事者の履行請求権の効果である。

7 おわりに

(1) 私見の小括 本稿では、匿名で取引するシステムにより成立した契約に関する紛争が生じた場合に、不利益・損害を受けた側が匿名性のために法的救済を受ける機会を失い、不利益が放置されている現状を問題視し、(i)契約に基づく履行請求権の視点から、「はじめから履行請求権のない契約の成立を当事者が望むはずがない」という当事者意思の推定を根拠として、①匿名システム提供者

²⁰ 預金者保護法による保護およびネットバンキングに関する補償を踏まえて、補償の範囲が盗難通帳による被害にも拡大されている。全国銀行協会「預金等の不正な払戻しへの対応について」(平成20(2008)年2月19日)。民法478条による債務者保護の枠組みと、預金者保護法および全銀協の補償内容との比較検討を踏まえて、「ネット取引における補償と責任」のあり方が検討されることになると思われる。

²¹ 多角的法律関係については、椿寿夫「<多角>関係ないし<三角>関係について——取引法での一視点」法律時報80巻8号96頁(2008年)(椿寿夫=中舎寛樹編著『多角的法律関係の研究』3頁(日本評論社、2012年)所収)、椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化』別冊NBL161号(2016年)等参照。

に当事者情報の開示責任を認めるべきこと、および、②特約等により当事者情報の開示を拒否する匿名システム提供者に対しては、匿名当事者に代わる履行責任を課すべきことを主張した。さらに、(ii)匿名システムの利用契約への同意は、私法上の解決手段を放棄する意思表示にはならないこと、および、(iii)匿名システム利用契約の合意を理由に強行規定を含む法秩序からその当事者を排除することは許されないことを根拠に加えた。

匿名で取引するシステムを提供する者が、取引当事者からの当事者情報開示請求を拒否することは、①(当該システムで成立した)契約の基本的効果である履行請求権の行使を不能にさせ、②私法による救済の可能性を閉ざし、かつ、③当事者の合意では拒否できない強行規定の適用を含む法秩序から当事者を排除することを意味する。匿名システムの利用契約に対する合意によって、これらを正当化することはできない。匿名システム提供者には、当事者情報開示義務があり、これを拒否する場合には匿名当事者に代わる履行責任が生じると解すべきである。

ネットオークション等に関する従来の議論とは異質な主張であるかもしれないが、しかし、匿名取引のシステムに参加した者を、匿名性を当然の前提として法的保護の枠から排除することは許されないと考える。この主張には、さしあたり以下の問題点が指摘されうる。これらに関する私見を示して、残された課題を確認したい。

(2) 問題点に関する私見

I 匿名取引への同意 当事者が、①システム利用契約に同意する旨のボタンをクリックしたことは事実であるが、②契約の成立を望んだことも事実であり、契約には、請求力を含めた法的拘束力があることは当然の前提である。この両者(①と②)には矛盾があるが、匿名取引への同意は、紛争が生じない場合を前提としていると解すべきである。どのような場合であっても買主からのクレームには応じないという意思を出品者が持つことは希であろうし、そのような意思を尊重すべきではない。

II 当事者情報開示義務の要件 相手方の債務不履行や契約不適合といった正当理由に基づく開示請求があれば、システム提供者に当事者情報開示義務が生じる。開示義務が生じる頻度は、補償対応の現状と同程度になるだろう。

III 仲立人の氏名黙秘義務(商法548条) この義務は、当事者の意思の尊重と、商取引の没個性的性格に基づくと言われているが²²、前者(当事者の意思)は前記I(匿名取引への同意)でみたように、紛争が生じないことを前提とした合意と解すべきであるから、債務不履行や契約不適合が主張される場合には妥当しない。さらに、駆け引きのために契約交渉の初期段階では氏名黙秘を仲立人に命じることがしばしばあるが、成約後も匿名を通す必要がある取引があるか否かは相当に疑問であるとする見

²² 丸山秀平『商法I 総則・商行為法/手形・小切手法 4版』99頁(新世社、2018年)。商法549条(履行請求)の立法趣旨としては、「商業上の駆け引きや都合により、もしくは、商品の売買上のため、匿名を希望する者がいる場合に、氏名を知らせることは本人が大変な迷惑に感じるから、仲立人が匿名の者に代わって行為の責任を負うことが至当である」旨が説明されているに過ぎない。第64回法典調査会商法委員会議事要録(257条の趣旨説明：岡野敬次郎)。法律情報基盤(https://law-platform.jp/irefs/132048d/132048_1_g18970312%23064)参照。なお、旧商法(明治23法32)では、匿名の委任者のために締結した取引については「仲立人独り直接ニ請求ヲ受ク」と規定されていた(439条)。履行請求権の矛先が誰に向かうかという規定の仕方であることが興味深い。

解もある²³。紛争が生じた場合には、秘密保持よりも当事者間での解決を優先すべきである。ただし、私見においても、システム提供者は履行責任を負うことで当事者情報の開示を拒否することができる。

IV その他 システム提供者が有する情報内容に限りがある場合でも可能な範囲で開示する義務が生じる。実状として匿名配送の希望までが増加する傾向にあるが、これも紛争が生じない限りでの匿名性と解すべきである。

(3) 残された課題 本稿では、システム提供者の履行責任を当事者情報の開示を拒否した場合に認めるべきことを主張したが、さらに、当事者情報の内容に問題がある場合を含めて、情報開示を受けても匿名システムによる不利益が解消されない場合について、システム提供者の責任を検討することが課題になる²⁴。

出品者に債務不履行や契約不適合があった場合に、法的責任が生じる要件およびその効果と、システム提供者が実施する補償内容との、比較検討が課題である²⁵。さらに、補償した者が、責任を負うべき者に対して取得する求償権の有無・範囲等の検討も必要になると考える。

²³ 江頭憲治郎『商取引法 8 版』240 頁（弘文堂、2018 年）。近藤光男『商法総則・商行為法 7 版』185 頁（有斐閣、2018 年）も参照。

²⁴ 民法研究塾（椿寿夫博士主宰）において、伊藤進明治大学名誉教授から、開示請求に応じた場合についてもシステム提供者の履行責任を検討すべき必要性についてご教示を頂いた。ネット上の場の提供者の責任としてさらに検討することを課題にしたい。さらに中舎寛樹名古屋大学名誉教授からは、システム提供者の履行責任の構成についてご助言を頂いた。私見としては、商法 549 条の基礎に「匿名契約関与者」の一般的履行責任があることを明らかにすべき課題として受け止めたい。

²⁵ ネット上のシステムから生じる他の問題、例えば、銀行取引における預金者なりすましの問題に関する民法 478 条等に基づく責任と金融機関の補償との比較検討も必要になると考える（ただし、前記 6 (4) 参照）。